

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

[平成十三年十二月十二日号外法律第百五十四号]

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

### (都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一條 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 矢吹町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成31年1月24日教委告示第2号

### (設置)

第1条 矢吹町における子どもの読書活動推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するにあたり、子どもの読書活動推進に関する法律（平成13年法律第154号）に基づき、矢吹町子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、矢吹町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 推進計画の策定に関すること
- (2) その他、推進計画の策定に必要な事項に関すること

### (組織)

第3条 策定委員会は、委員6人以内をもつて組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 矢吹町立図書館指定管理者
- (4) その他教育長が認める者

### (委員長)

第4条 策定委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

### (会議)

第6条 策定委員会の会議は、教育長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育振興課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

### 附 則（令和5年6月26日教委告示第21号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

## 第三次矢吹町子ども読書活動推進計画策定委員会

### (1) 委員

		氏名	役職
1	委員長	小野里 高広	矢吹中学校長
2	委員	佐藤 宏道	矢吹幼稚園長
3	委員	小林 真未	学校司書
4	委員	矢吹 和美	学校司書
5	委員	関根 美和子	社会教育委員
6	委員	菊池 秀子	町図書館長

(委嘱期間：令和5年7月18日～令和6年3月31日)

### (2) 開催状況

開催月日	場所	会議概要
令和5年7月18日	矢吹町役場	これまでの取組と課題について意見交換、 子ども読書100選について、 第三次推進計画素案協議
令和5年10月26日	矢吹町役場	第三次推進計画素案協議
令和5年12月19日	矢吹町役場	第三次推進計画最終案協議 ※隨時、最終案の加除・訂正

● 第三次矢吹町子ども読書活動推進計画策定工程表

	日時	協議事項
第1回子ども読書活動推進委員会	令和5年6月16日（金） 15：30～16：30	・第三次推進計画策定について説明 ・矢吹子ども読書100選について
定例教育委員会	令和6年6月26日（月）	・第三次推進計画策定について説明
第1回策定委員会	令和5年7月18日（火） 15：30～16：30	・第三次推進計画策定について説明 ・素案協議
第2回子ども読書活動推進委員会	令和5年9月27日（水） 15：30～16：30	・素案協議
第2回策定委員会	令和5年10月26日（木） 15：30～16：30	・計画原案（初稿）審議
	令和5年11月1日（水） ～11月22日（水）	・パブリックコメント実施 (HP掲載)
		・パブリックコメント後意見等取りまとめ ・計画案（最終稿）の作成
第3回策定委員会	令和5年12月19日（火） 15：30～16：30	・パブリックコメント結果報告 ・計画案（最終稿）審議
第3回子ども読書活動推進委員会	令和6年1月16日（火） 15：30～16：30	・計画案（最終稿）報告
定例教育委員会	令和6年1月22日（月）	・計画提出
園長校長会	令和6年2月1日（木）	・計画報告
議會議員全員協議会	令和6年3月11日（月）	・計画報告
	令和6年4月1日（月）	・計画公表

※文化振興審議会開催の際に、計画報告。